

議 案 提 出 書

件 名 寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書  
(案)

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び  
長野市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

令和 7 年 6 月 26 日

長野市議会議長 西 沢 利 一 様

提出者 長野市議会 総務委員会  
委員長 若 林 祥

## 寒冷地手当の支給地域等の適正化を求める意見書（案）

地方公務員の給与改定は、国の職員、民間事業の従事者等の給与その他の事情を総合的に勘案した上で方針が決定されるところ、令和6年8月、人事院は、冬季間の寒冷・積雪による暖房費等の補填を目的とする、国家公務員の寒冷地手当について、支給地域を大幅に改定する旨を勧告し、その影響は地方自治体にも広がりつつある。

今回の改定には、長野県内の支給地域の縮小も含まれるが、その根拠とされる「メッシュ平年値 2020」は、多くの地域が豪雪地帯対策特別措置法上の特別豪雪地帯又は豪雪地帯に指定されている本市のうち、当該豪雪地帯に指定されている一部地域（豊野、若槻、浅川地区等）の積雪量が、特別豪雪地帯又は豪雪地帯に指定されていない地域（篠ノ井、更北、川中島地区等）の積雪量より少なく推計されるなど、地域の実態とは異なる点もあり、寒冷地の判定に適したデータであるとは言い難い。

地方自治体においては、職員の生活への影響、人事異動に係る管理上の支障等を懸念し、支給地域を縮小しないことなども検討されているが、寒冷地手当の支給総額が、改定後の国基準で支給した場合の総額を上回る場合、その超過分に相当する特別交付税が減額となるため、各自治体の独自の判断による支給地域の維持は難しい。

よって、本市議会は、国会及び政府において、寒冷地手当の支給地域等の適正化を図り、冬季間の公務員の負担を軽減するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 記

- 1 寒冷地の判定に際しては、メッシュ平年値のみならず、様々なデータを参考とした上で、地域の実態に即して判断することとし、令和6年8月の人事院勧告による支給地域の改定については見直しを行うこと。
- 2 地方自治体が支給地域を縮小せず、寒冷地手当の支給総額が改定後の国基準を上回った場合においても、特別交付税の減額措置は行わないこと。

令和7年6月27日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長

内閣総理大臣 宛  
総務大臣  
人事院総裁

長野市議会議長 西沢 利一